令和5年度サーキュラーエコノミー実践支援業務委託仕様書

1 業務委託期間

契約締結日から令和6年3月15日(金)まで

2 履行場所

宫城県内一円

3 目的

本県に集積している自動車関連産業や高度電子機械産業(電子部品・デバイス・電子 回路製造業及びその関連業種)等の県内製造業者を主な対象とし、サーキュラーエコノ ミーに関する認知度向上、理解促進を図るとともに、循環配慮設計製品開発の取り組み を支援することを目的として、セミナー及びワークショップを開催する。

4 業務委託内容

(1) セミナーの開催

サーキュラーエコノミーに対して理解を深めることを目的としたセミナーを企画・開催する。セミナーの内容には、サーキュラーエコノミーの概念、循環配慮設計製品の開発必要性と今後の市場予測、県内製造業者が参考となるような循環配慮設計製品の事例発表等を含め、ウェブ配信も行う。開催時期については、発注者と協議して決定する。また、付随する以下の業務も含む。

なお、セミナーの周知と会場の用意は発注者側で行う。

- ・出演者との調整及び報酬等の必要経費の支払い
- ・リーフレット等のセミナー動画周知用宣材の作成
- ・視聴希望者に対する受付と URL 送付等の対応
- ・ 当日の司会進行等運営業務

(2) ワークショップの企画・運営

県内製造業者等のうち、(1)のウェブセミナーを視聴した者を対象とし、自社の製品開発へのフィードバッグを目的にした、循環配慮設計製品の開発に必要な考え 方やプロトタイピング等を体験できる無料のワークショップを開催する。

ワークショップは対面式で行い、2回以上開催して延べ20名以上が参加できる 規模とし、複数名のファシリテーターを配置して運営を行う。開催時期については、 発注者と協議して決定する。また、付随する以下の業務も含む。

なお、会場は発注者側で用意する。

- ・リーフレット等のワークショップ周知用宣材の作成
- ・参加希望者に対する受付と連絡等の対応
- ・参加者アンケートの実施

(3) 業務完了報告書の提出

受注者は、業務完了後に本業務成果やアンケート結果等を取りまとめた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。

(4)目標の設定

ワークショップ参加者を対象として、ワークショップに参加することで循環配慮 設計に対する理解度が向上したことを示す適切な目標項目と目標値を設定し、提案 すること。

例:アンケートによる研修前後の理解度の把握等

(5) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

(6) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

(7) 疑義に関する協議

仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者との協議により決定する。

協議の成立が困難な場合は、発注者側の解釈によるものとする。

(8) その他

成果品に関する著作権は、宮城県に帰属するものとする。